

# 交通事故防止チラシ (ながらスマホ編)

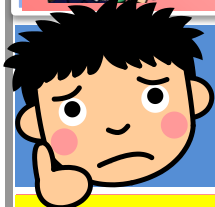


**すべて違反です!**

今、スマホや携帯電話は、私たちの生活の中に浸透して、無くてはならない存在となっています。とても便利な道具ですが、自動車(原付バイク、自転車も含む)の運転中には使用できません。

運転する皆さんにお願いします。

**「ながらスマホをしない」スマートな運転を励行して、交通事故の絶無に努めてください。**



**運転しながらの「スマホや携帯電話の画像注視・通話」は、どうして危険なんですか?**

## ① 画像注視した場合

スマートフォンの画像を注視しながら運転すると、その間、**全く前を見ていない状態**になります。  
(車は、時速50kmの場合、1秒間に約14m進みます。)

その状態で周囲の交通の危険に気づくことができず**重大な交通事故**につながります。



## ② 通話した場合

スマートフォンで通話しながら運転すると、**前を見ているようで見ていない状態**になります。

横断して来た歩行者、減速した車両に気づくのが遅れ、**重大な交通事故**につながります。



**前方不注視による交通事故につながりますので絶対にやめてください!**



**さらに「歩きスマホ」も危険です。交通事故防止のためにやめましょう!**



令和元年  
12月1日~

運転中にスマホや携帯電話の画像注視、または通話すると、携帯電話使用等(保持)違反になります。その交通違反の反則金や違反点数が引き上げられました。

**ながらスマホをする**

**携帯電話で通話する**



自転車もダメです。



自転車もダメです。

		~11/30	12/1~
反則金	大型車	7,000円	25,000円
	普通車	6,000円	18,000円
	二輪車	6,000円	15,000円
	原付車	5,000円	12,000円
違反点数	通話や操作	1点	3点
	通話や操作で交通の危険が生じた場合	2点	6点

※ 自転車も愛知県道路交通法施行細則第7条第10号で禁止されています。



このQRコードを携帯電話・スマートフォンで読み取ると、一宮警察署が作成した他の交通事故防止啓発チラシが閲覧できます。閲覧して実践しよう!

一宮署交通課作成